

## 北栄町卒業論文等への協力に関する取扱要領

### 1. 目的

本要領は、大学生等による卒業論文、修士論文その他の研究（以下「卒論等」という。）を目的とする調査研究への協力依頼に対し、町職員の過度な業務負担を回避しつつ、本町の行政運営及びまちづくりへの貢献が認められる場合に限り、適切な協力をを行うための基準を定めることを目的とする。

### 2. 基本方針

本町は、学術研究を通じた地域課題の解決及び職員の過度な業務負担の軽減を図るため、原則として、大学生等の卒論等への協力依頼については、これを辞退するものとする。ただし、3に定める例外事項に該当する場合又は本町の業務遂行上、協力の必要性が特に認められる場合に限り、本町の業務に支障のない範囲で協力をを行うことができる。

### 3. 協力をを行うことができる例外事項

2の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当し、かつ、協力内容が職員の業務に重大な支障をきたさないと認められる場合に限り、協力をを行うことができる。

項	区分	協力の要件
(1)	連携協定によるもの	本町と大学生等が所属する大学、短期大学又は高等専門学校等との間で、包括的な連携協定等が締結されている場合
(2)	指導教官による協力	大学生等の指導教官が、本町の事業への協力、共同研究又は行政課題に関する専門的指導等を行っている場合
(3)	町事業への貢献	大学生等が、本町において行政実習、アルバイト又は特定の町事業等への協力実績を有する者である場合
(4)	町出身者による研究	大学生等が、本町出身者（本町に居住歴を有す

		る者又はその家族が居住する者) である場合
(5)	その他	前各項に類するもので、大学生等の卒論等への協力が今後の本町の業務の円滑な遂行に必要であると町長が特に認める場合

#### 4. 協力依頼時の留意事項

協力の依頼を希望する大学生等は、公表されている情報（本町のホームページ、広報誌、統計資料等）を十分に調査・活用することを前提とし、指導教官の印を押印した正式な依頼文書（自署の場合は、押印省略可）をもって、協力の可否について問い合わせを行うものとする。

#### 5. 協力内容の制限

この要領に基づき協力をを行う場合であっても、以下の行為については原則として行わないものとする。

- (1) 職員個人又は特定の部署を対象とした大規模なアンケート調査の実施
- (2) 職員に対し、面談又は電話による長時間（概ね 30 分を超えるもの）の個別ヒアリングの実施
- (3) 意思決定過程に関する非公開の内部文書又は個人情報を含む資料の提供
- (4) 既に公表されている情報や資料を改めて個別に収集・提供する作業

#### 6. その他

この要領に定めるもののほか、卒論等への協力の取扱いに関し必要な事項は、総務課長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和 7 年 12 月 3 日から施行し、施行日以降に受け付けた依頼から適用する。